

## 第9章 計画の推進

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、3年ごとに見直しを行うことが義務付けられています。

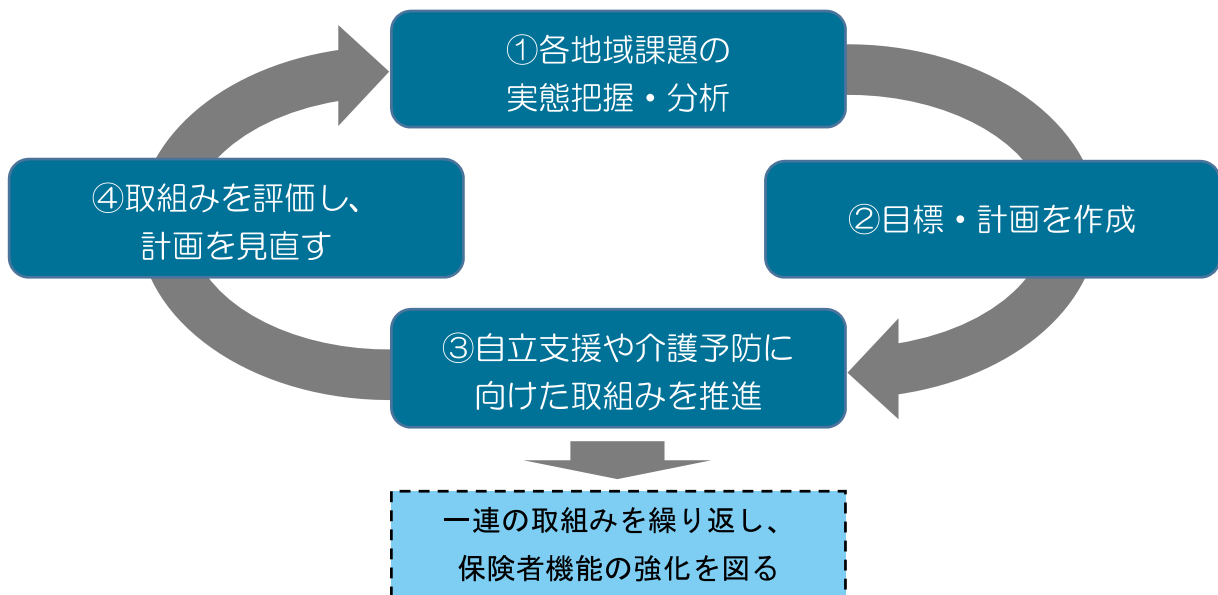
そのため、本計画に位置づけた施策や事業（Plan＝計画）については、計画的に順次実施する（Do＝実行）とともに、実施した事業内容の検証及び事業効果の評価（Check＝評価）、検証・評価に基づいた見直し・修正（Act＝改善）というP-D-C-Aサイクルに基づく進捗管理を行いながら、計画に掲げた目標を達成するために、継続的な取組みを進めていきます。

### 1 計画の推進

第8次計画においては、①各地域課題の実態把握・分析を踏まえ、②目標・計画を作成し、③自立支援や介護予防に向けた取組みを推進し、④これらの取組みを評価し計画について必要な見直しを行うことを、継続的に行っていく「地域マネジメント」を推進するため、「中地域ケア会議」及び「地域包括ケア推進会議」を活用し、本市の保険者機能の強化を図っていきます。

また、本計画に位置づけた各施策の実施にあたっては、必要に応じ庁内関係部署との連携に留意し、効率的かつ効果的な施策の推進に努めます。さらに、各施策の実施上の課題や、その対応方策の検討については、市の附属機関である「いわき市介護保険運営協議会」の意見を踏まえながら、計画的に取り組むこととします。

図表9-1-1 「地域マネジメント」のイメージ



### 2 計画の進行管理

いわき市介護保険運営協議会は、被保険者代表、学識経験者、保険・医療・福祉関係団体の代表者等で構成されている、市の附属機関です。

計画の進行管理や、各種サービスの質の向上等については、逐次、介護保険運営協議会で審議し、必要に応じて市長への提言を行っていきます。

本市においては、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会の機能についても、介護保険運営協議会が担うこととしていることから、その運営については、市民や関係団体等の意見が十分に反映されるよう、透明性を確保した運営を図ります。

